

いばらき優良木材証明制度の 手 引 き

茨城県木材協同組合連合会

茨城県木材市場協同組合

八溝多賀木材乾燥協同組合

目次

いばらき優良木材証明制度の概要	1
1 産地証明	
2 品質証明	
3 いばらき優良木材登録	
4 いばらき優良木材証明	
いばらき優良木材証明制度の仕組みと原木及び木材販売の流れ	2
いばらき優良木材証明制度における製材の品質基準について	3
1 目的	
2 検査・供給体制	
3 品質証明基準等	
4 品質規格基準の概要	
いばらき優良木材証明制度要綱	5
(様式1号) いばらき優良木材証明制度に係る「登録業者」申請書	7
(様式2号) いばらき優良木材証明制度に係る「登録業者」台帳	8
(様式3号) いばらき優良木材証明制度に係る「登録業者」認定書	9
(様式4号) いばらき優良木材証明制度に係る「登録業者」末梢申請書	10
(様式5号) いばらき優良木材証明書交付申請書	11
(様式6号) いばらき優良木材証明書	13
(様式7号) いばらき優良木材証明現地調査票	14

いばらき優良木材証明制度の概要

1 産地証明

県内の森林から合法的に産出した木材を証明する。
～素材（製品の原料となる木材）が茨城県産木材であること～

2 品質証明

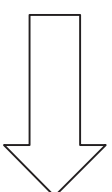
国土交通省の公共建築物の設計基準に対応した JAS 同等の品質を証明する。
(※供給可能ないばらき優良木材の規格表の作成)

3 いばらき優良木材登録

製材・加工（柱等加工）及び販売は、茨城県内を中心に近隣県も含め、登録認定を受けた業者が行う。
(※「いばらき優良木材登録業者」として公表)

4 いばらき優良木材証明

建築事業者からの申請により、いばらき優良木材証明書を発行する。

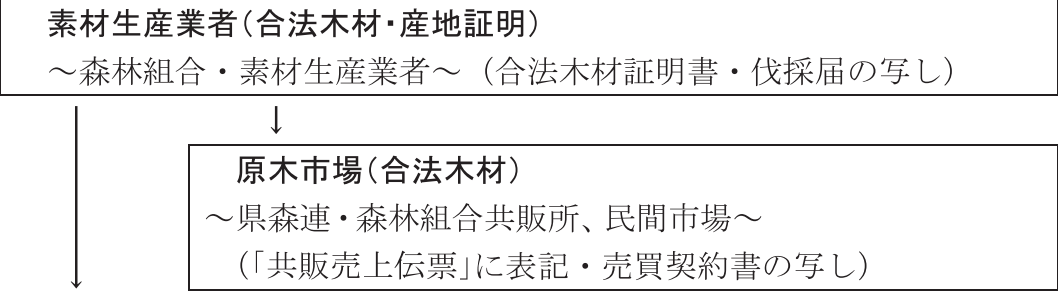


【効 果】

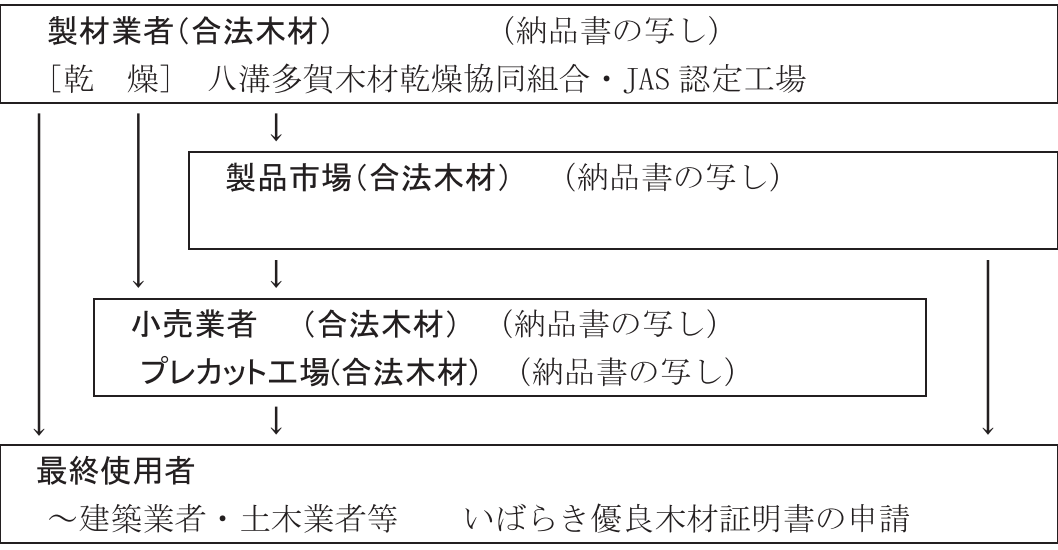
- 1 県・市町村及び民間発注の各種建築物等について必要な強度など品質が明確な県産木材を安定供給することが可能となる。
- 2 いばらき優良木材証明により、建築部材としての信頼性と併せて市場における競争力や付加価値が向上する。
- 3 素材生産業者から、製材・流通業者等にわたる木材産業全体が証明制度に取り組むことで、業界の協力・連携体制を強化し、林業・木材産業の振興に貢献する。

いばらき優良木材証明制度の仕組みと原木及び木材販売の流れ

【原木販売の流れ】



【木材販売の流れ】



いばらき優良木材登録業者の登録・認定

1. いばらき優良木材登録業者の認定
 - ① 登録申請
 - ・県木連へ申請書(様式 1 号)の提出
 - ② 登録業者の認定
 - ・県木連は申請のあった業者について書類審査（必要に応じて現地調査を実施）を行い、適当と認められる場合、申請者に対して「いばらき優良木材登録業者認定書」（様式 3 号）を交付する。
2. いばらき優良木材証明書の発行
 - ① 証明書の交付申請
 - ・県木連へ交付申請書（様式 5 号）の提出
 - ② 証明書の発行
 - ・書類審査、納入業者現地調査及び製品検査等を行い、「いばらき優良木材証明書」（様式 6 号）を発行する。（素材生産から製材業・プレカット加工等までの出荷伝票（納品書の写し）の連鎖の確認など）

いばらき優良木材証明制度における製材の品質基準について

1 目 的

寸法・含水率・強度など一定の品質基準を満たした県産木材をいばらき優良木材として証明し、設計業者等などに対して品質の明らかな県産木材の普及を促進することにより、国・県、市町村に加え民間における建築物において、さらなる県産木材の利用拡大を図る。

2 検査・供給体制

検査：茨城県木材協同組合連合会・茨城県木材市場協同組合・八溝多賀木材乾燥協同組合・いばらき優良木材登録を受けた JAS 認定工場（※合格したものを県木連が優良木材として証明します。）
供給：いばらき優良木材登録業者

3 対象樹種及び主な品質基準

- （1）対象：茨城県産針葉樹製品（スギ・ヒノキ等）
 - （2）品質基準：J A S （日本農林規格）と同等の基準
 - ア 含水率
 - （ア）構造用製材：20%以下（平角材に限り 25%以下）
 - （イ）造作用・下地用製材：18%以下
 - イ 構造用製材強度
 - （ア）ヒノキ：E 90 相当以上
 - （イ）ス ギ：E 70 相当以上
- （※平角材に限り E 70 相当）

4 品質基準の概要

構造用製材	品質基準	丸身	なし	
		曲がり	甲種 0.2%以下、乙種 0.1%以下	
		その他の欠点	軽微	
	寸法基準	材辺	仕上げ材	75mm未満 −0mm、+1.5mm
				75mm以上 −0mm、+2.0mm
			未仕上げ材	75mm未満 −0mm、+1.5mm
				75mm以上 −0mm、+2.0mm
				105mm以上 −0mm、+5.0mm
			材長	−0mm、+無制限

	乾燥基準	含水率	20%以下 但し、未仕上げ材については、仕上げ後の含水率が20%以下とする。	
	強度基準	木口の短辺（厚さ）90mm以上の断面を有する構造材に適用		
		スギ	E 70 相当以上	
		ヒノキ	E 90 相当以上	
	原材料	林野庁「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された原木であること。		
造作用製材	品質基準	あて及びその他の欠点	軽微	
	寸法基準	材辺	仕上げ材	75mm未満 −0mm、+1.0mm 75mm以上 −0mm、+1.5mm
			未仕上げ材	75mm未満 −0mm、+2.0mm 75mm以上 −0mm、+3.0mm
		材長	−0mm、+無制限	
	乾燥基準	含水率	造作類 18%以下、壁板類 15%以下	
	原材料	林野庁「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された原木であること。		
下地用製材	品質基準	あて及びその他の欠点	軽微	
	寸法基準	材辺	仕上げ材	75mm未満 −0mm、+1.0mm 75mm以上 −0mm、+1.5mm
			未仕上げ材	75mm未満 −0mm、+2.0mm 75mm以上 −0mm、+3.0mm
		材長	−0mm、+無制限	
	乾燥基準	含水率	20%以下	
	原材料	林野庁「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された原木であること。		

※この品質基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

いばらき優良木材証明制度要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、いばらき優良木材証明制度を実施するために必要な事項を定め、公共事業や民間建築等における茨城県産材の利用促進と信頼性の向上を図るとともに、いばらき優良木材の安定的な生産・供給による本県の林業・木材産業の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 いばらき優良木材（以下「優良木材」という）とは、県内の森林から合法的に生産した木材であり、優良木材登録業者として認定を受けた者により加工・販売され、別に定めるいばらき優良木材証明制度における製材の品質基準を満たした乾燥材製材品をいう。

（優良木材登録業者の条件）

第 3 条 申請できる者については、次の条件を満たすものとする。

- （１）茨城県木材業者等登録条例及び他県の条例に基づき登録を受けた木材業者等であること。
- （２）合法木材認定事業体であること。

（登録業者の申請）

第 4 条 登録を希望する者は、登録業者申請書（様式 1 号）に必要事項を記載し、茨城県木材協同組合連合会長（以下「県木連会長」という。）に提出する。

（登録業者の認定）

第 5 条 県木連会長は、登録業者申請書（様式 1 号）を受け付けたときは、その内容を審査し適当と認められる場合、登録業者として認定し、登録業者台帳（様式 2 号）に登録する。

2 県木連会長は、認定した登録業者にいばらき優良木材登録業者認定書（様式 3 号）を交付する。

（登録の有効期間）

第 6 条 登録は、第 7 条 2 項に規定する登録の抹消及び第 8 条 2 項に規定する登録の取消しがない限り有効とする。

（登録の抹消）

第 7 条 登録業者は、登録を抹消したいときは、登録抹消申請書（様式 4 号）を県木連会長に送付しなければならない。

2 県木連会長は、前項の申請があったときは登録の抹消を行い、登録業者台帳から削除し、その旨を申請のあった登録業者に通知するものとする。

（登録の取消）

第 8 条 県木連会長は、登録が不適切であると認めたときは、その登録を取消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

2 県木連会長は、前項の規定により登録を取消すときは、登録業者台帳から削除するとともに、登録取り消しの理由を附して登録業者に送付するものとする。

（優良木材証明書の交付申請）

第 9 条 優良木材の証明を受けようとする者は、いばらき優良木材交付申請書（様式 5 号）に関係書類を添付し、県木連会長に提出する。

（申請書の審査及び確認）

第 10 条 県木連会長は、いばらき優良木材交付申請書（様式 5 号）の審査を行い適当と認められた場合は、いばらき優良木材証明書（様式 6 号）を発行する。

なお、当該証明書は申請した建築物等にのみ有効であり、他の場所に使用した場合は、証明は無効とする。

また、必要があれば素材の入荷・加工等の管理方法について納材業者の現地調査を行い、いばらき優良木材証明現地調査票（様式 7 号）を作成する。

（台帳の整備）

第 11 条 登録業者は、茨城県又はそれ以外の産地から生産された素材及び製品に分けて管理し、その入荷に関する伝票等の書類及び出入荷に関する台帳を整理・保管すること。

（証明件数の管理・公表）

第 12 条 県木連会長は優良木材証明を行った件数及び内容を管理し、年度ごとの実績件数等について公表するものとする。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

いばらき優良木材登録業者申請書

平成 年 月 日

茨城県木材協同組合連合会長 殿

申請者住所
事業所名
代表者氏名 印

いばらき優良木材証明制度要綱第 4 条に基づき、いばらき優良木材登録業者に認定されたく、本書のとおり申請します。

記

1. 事業者名
2. 所在地
3. 電話番号
4. FAX 番号
5. 取扱材の種類

① 原木 スギ m³、ヒノキ m³

② その他の原木 ()

③ 構造用製材品 m³、

④ 造作用製材品 m³、

⑤ 下地用製材品 m³、

⑥ その他 ()
6. 年間販売量

(県産木材)

① 原木 スギ m³、ヒノキ m³

② その他の原木 ()

③ 構造用製材品 スギ m³、ヒノキ m³

④ 造作用製材品 スギ m³、ヒノキ m³

⑤ 下地用製材品 スギ m³、ヒノキ m³

⑥ その他 ()
7. その他

※必要な書類を添付

いばらき優良木材登録業者台帳

No.	業 種	事業所名	所在地	電話番号	取扱材の 種 類	年間販売量 (県産木材)	その他
				FAX 番号			

(様式 3 号)

いばらき優良木材登録業者認定書

平成 年 月 日

様

茨城県木材協同組合連合会
会 長 生 井 邦 彦

いばらき優良木材証明制度要綱第 5 条 2 項の規定により、いばらき優良木材登録業者に認定したことを証します。

記

(登録業者名)

いばらき優良木材登録業者 「No. 」

(様式 4 号)

いばらき優良木材登録業者末梢申請書

平成 年 月 日

茨城県木材協同組合連合会長 殿

申請者住所
代表者氏名 ⑩

いばらき優良木材証明制度要綱第 7 条の 1 項に基づき、「いばらき優良木材登録業者」の登録を抹消されたく、下記のとおり申請します。

記

1. 抹消の理由

(様式 5 号)

平成 年 月 日

茨城県木材協同組合連合会長 殿

(申請者)
建築業者（大工・工務店等）の所在地
建築業者の名称
代表者の氏名 印

いばらき優良木材証明書交付申請書

下記について、茨城県産の優良木材であることの証明を申請します。

記

- 1 建築物等の名称及び所在地
- 2 建築物等の仕様（構造物、床面積等）
- 3 竣工予定年月日 平成 年 月 日
- 4 優良木材の使用部材・材積等（別紙 1）
- 5 登録業者（納材業者）合法木材認定番号 号
住 所

名 称

T E L

(別紙 1)

優良木材使用一覧

1. 建築物等の名称及び所在地

2. 使用木材一覧

使用部材 (寸法・種類)	樹 種	材 積 (m³)	備 考 (産地・使用箇所等)

※使用した木材の形状、使用量等を記載する。

3. 添付資料
(木材出荷伝票の写し等)

平成 年 月 日

(申請者)
建築業者（大工・工務店等）の所在地
建築業者の名称
代表者の氏名 様

茨城県木材協同組合連合会長

いばらき優良木材証明書

平成 年 月 日付で申請のあった下記の建築物等に使用する木材について、いばらき優良木材であることを証明します。

記

- 1. 建築物等の名称及び所在地
- 2. 建築物等の仕様（構造物、床面積等）
- 3. いばらき優良木材使用一覧

使用部材 (寸法)	樹 種	材 積 (m³)	備 考 (産地・使用箇所等)

※県産材として確認できた合法木材について記載する。

調査実施日 平成 年 月 日

調査担当者 _____

いばらき優良木材証明現地調査票

- 1. 木材使用の概要について
 - (1) 建築業者名と建設・工事箇所
 - (2) 建築物等の仕様（構造物、床面積等）
- 2. 登録業者（納材業者）について
 - (1) 業者名と住所
 - (2) 茨城県木材業者等登録番号及び合法木材認定番号
 - (3) 年間木材（素材）取扱数量及び県産材の比率
 - (4) 素材及び製品の管理状況及び台帳等の整理
- 3. 当該建築物に使用する木材の確認
 - (1) 素材等の入荷
 - 入荷伝票による確認（写しを添付）
 - (2) 製材品の出荷
 - 出荷伝票による確認（写しを添付）

